

「にっぽん市」出店契約約款

当社は、当社の運営する「にっぽん市」内において、商品またはサービスを利用者に提供するため、出店希望者が「にっぽん市」上にショップを出店することについて、次の通り「にっぽん市」出店契約約款（以下「本約款」という）を定める。

第一章 総 則

第1条（定義）

本約款において、次の各号記載の用語は、それぞれ次の意味で使用する。

1. 「にっぽん市」とは、当社がインターネットのWEBサイト上において商品またはサービスを提供するために必要な機能（オンラインにより受注し、利用者管理を行う機能等）を持った、システム全体（ハードウェアおよびソフトウェアを含む）をいう。
2. 「ショップ」とは、「にっぽん市」上で出店者が商品またはサービスを利用者に対して提供することを目的として作成された仮想の店舗をいう。
3. 「利用者」とは、「にっぽん市」にアクセスし、ショップで商品またはサービスの提供を受けることを当社より承認された、個人または法人である。
4. 「商品またはサービス」とは、出店者がショップで利用者に提供する「物品」、「ソフトウェア」および「役務」である。

第二章 目 的

第2条（本約款の目的）

本約款は、出店者が「にっぽん市」にショップを出店し、利用者に対して商品またはサービスを提供する場合の出店者と当社との間の契約関係について定める。

第3条（本約款の対象）

当社が出店者に提供する「にっぽん市」の機能は、次の通りとする。

（1）商品検索

利用者が容易に希望商品を見つけることができる商品検索機能を提供する。

（2）オンラインによる受注

利用者からの出店者に対する商品またはサービスの申込に関する情報の提供を行う。

（3）利用者管理

「にっぽん市」内で商品を提供した利用者をデータベースで管理する。

(4) 情報提供

ショップへのアクセス数、ショップにおける売上データ等の情報を提供する。

(5) 商品配送

出店者が当社の承認した運送会社を利用する場合、配送に係わるシステムを提供する。

(6) 電子決済

SSL (Secure Socket Layer) 準拠の安全な電子決済システムを提供する。

(7) 商品登録

インターネットを利用して、商品登録・在庫登録・イメージ情報の登録等、ショップの運営に必要な機能を提供する。

第三章 契約の締結

第4条 (出店申込)

「につぼん市」出店契約(以下「本契約」という)の申込は、出店希望者が当社所定の申込書に必要事項を記入の上、当社宛て提出することにより行う。

第5条 (出店契約の成立)

「につぼん市」出店契約は、前条の申込に対し、当社が承諾したときに成立するものとする。

2. 申込に係るサービスの提供は、申込を受け付けた順とする。但し、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがある。

第6条 (申込の拒絶)

当社は、次の各号に該当する場合には、出店申込を承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行うことがある。

- (1) 申込書に虚偽の事実の記載があったとき
- (2) 申込者が利用料金等の支払いを怠る恐れがあることが明らかなき
- (3) 申込者が第8条2項、第23条に該当するとき
- (4) 当社の業務の遂行上、または技術上著しく困難があるとき

2. 前項の規定により出店申込の拒絶をしたときは、当社は書面をもってその旨通知するものとする。

第四章 出 店

第7条 (提供する商品またはサービス)

1. 出店者が「につぼん市」にショップを出店するにあたっては、出店者は以下の各号記載

の事項を保証するものとする。

(1) 出店者がショップで提供し、または提供する予定の商品またはサービスは、当社が承認したものに限り、

(2) インターネット上で当社との間で本契約の遂行に必要な諸データの受け渡しができるシステム環境を有しており、同体制を維持すること。

(3) インターネット上で提供した商品もしくはサービスに関する配送およびアフターサービスの体制が整っており、同体制を維持すること。

(4) 商品またはサービスの提供の対象である利用者につき日本国内に居住する者に限る等の限定が必要である場合、その旨予め当社に通知すること。

2. 出店者は、本契約に従って、商品またはサービスを利用者に提供することができるものとする。但し、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

(1) 違法であるもの

(2) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの

(3) 生命または身体に危険をおよぼすおそれがあるもの

(4) 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの

(5) 通常人の射幸心をあおるもの

(6) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの

(7) 他のショップ、利用者その他第三者の著作権、商標権、意匠権および特許権等知的財産権を侵害するもの

(8) 他のショップ、利用者その他第三者の財産またはプライバシーを侵害するもの

(9) その他公序良俗に反するものまたは利用者に提供する商品またはサービスとして不相当であると当社が判断するもの

第8条（「にっぽん市」の使用）

1. 出店者は、「にっぽん市」を本契約の目的の範囲内かつ本契約に違反しない範囲で使用することができる。

2. 出店者は、別途当社から使用を許諾されたプログラム、ソフトウェア等の利用もしくは使用を、当社の事前の書面による承諾なく第三者に許諾してはならず、それらの権利を第三者に譲渡し、担保に供し、またはその他処分してはならない。

3. 本契約は、本条第1項の場合を除き、当社が権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権およびその他の知的財産権に関する利用もしくは使用の権利を、出店者に許諾するものではない。

第五章 出店者の義務

第9条（出店者の義務）

1. 出店者は、本約款を理解しこれらを遵守するものとする。
2. 出店者は本約款に基づく取引によって知ることのできた利用者に関する情報を、利用者への商品もしくはサービスの提供、以外の目的のために利用してはならない。
3. 出店者は、利用者から商品もしくはサービスの提供申し込みを受け付けるにあたっては、提供する商品もしくはサービスの内容、提供価格、支払条件、商品引渡期日、サービス提供期日、その他の提供条件を明確に利用者に表示するものとし、利用者に錯誤を生じさせてはならない。
4. 出店者は、「にっぽん市」内において事業活動を行うにあたり、当社の指示に従いショップの主体が出店者である旨をショップ内に明記するものとし、本ショップ内に当社の名称を表示するなど当該事業に当社が関わっていると第三者が誤解するおそれのある表示を一切行ってはならない。
5. 出店者が商品またはサービスの提供しうる対象とする利用者につき、法律上またはその他合理的な理由により、日本国内に居住する者に限る等の制限を加える場合、ショップ内にその旨明記するものとする。

第10条（資料提供等）

1. 出店者は、当社から「にっぽん市」またはショップの運用に必要な情報、資料の提供を求められた場合、これに応じるものとする。
2. 当社は、必要に応じて出店者の事業所内に立ち入り、出店者の本約款の遵守状況を確認することができるものとする。

第11条（禁止事項）

1. 出店者は、「にっぽん市」を利用するにあたり、次の行為を行わないものとする。
 - (1) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
 - (2) 有害なコンピュータプログラムなどを送信または書き込む行為
 - (3) 当社または第三者（利用者を含む。以下同じ）の著作権等知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為
 - (4) 当社または第三者を誹謗し、中傷または名誉を傷つけるような行為
 - (5) 当社または第三者の財産、プライバシーを侵害または侵害するおそれのある行為
 - (6) 本約款の他の規定に反する行為
 - (7) その他法令に違反または違反するおそれのある行為
2. 当社は、出店者が前項各号に該当する行為を行っているか、または当該行為を行うおそれがあると判断した場合、出店者に事前の通知をすることなく、「にっぽん市」内に掲載されているショップのコンテンツの全部もしくは一部を削除し、または商品またはサービスの全部もしくは一部の提供を停止させることができるものとする。

第六章 「にっぽん市」の義務

第12条（「にっぽん市」運営者の義務）

1. 当社は、「にっぽん市」を本約款の各条項の定めに従い、出店者の使用に供するものとします。但し、当社は、出店者に対して、「にっぽん市」を使用するために必要なコンピュータ、通信機器その他の機器を提供するものではない。
2. 出店者が「にっぽん市」を利用してコンテンツの登録・更新・削除を行う場合に要する通信費等の費用は、すべて出店者の負担とし、当社は一切負担しない。
3. 当社は、次の各号の何れかに該当する場合には、出店者に事前に通知することなく、一時的に「にっぽん市」の使用の一部又は全部を中断・変更することができるものとする。
 - (1) 「にっぽん市」の保守点検を定期的または緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電などにより「にっぽん市」の運営ができなくなった場合
 - (3) 天災地変などにより「にっぽん市」の運営ができなくなった場合
 - (4) その他、当社が一時的な中断を必要と判断した場合

第七章 コンテンツの管理

第13条（コンテンツの管理）

出店者は、「にっぽん市」上の自己のショップを構成するコンテンツの管理について、責任をもってこれを行うものとする。

第八章 責任・保証

第14条（責任・保証）

1. 出店者は、「にっぽん市」において商品またはサービスを利用者に対して提供（配送を含む）した場合、出店者の責任において商品またはサービスを提供し、料金を回収するとともに、コンテンツの内容全体について責任を負うものとする。
2. 出店者が利用者に提供する商品またはサービスの品質については、すべて出店者が責任を負担するものとする。
3. 出店者は、利用者に提供した商品またはサービスの保守、修理、アフターサービス、欠陥、知的財産権侵害等に関して、当社にいかなる損失、費用、その他の負担も負わせてはならないものとする。
4. 出店者は商品またはサービスの提供に関し、利用者から出店者または当社にクレームがあった場合、もしくは出店者と利用者との間で紛争が発生した場合は、全て自己の責任により誠実に、かつ遅滞なく解決を図り、当社には一切の負担、迷惑をかけてはならないものとし、当社が損害を被った場合は、これを補償するものとする。

5. 当社は、回線または出店者の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等「にっぽん市」の運営障害について責を負わないものとする。

第九章 出店者と利用者との関係

第15条（出店者と利用者との関係）

1. 出店者は、商品またはサービスの提供に関して知り得た利用者の氏名、住所等の情報あるいは利用者の購入した商品等の情報について、当社が自らこれを利用することを認めるものとする。
2. 出店者は、利用者に対して提供した商品またはサービスの品質不良、暇疵、運送中の破損、数量不足、品違いその他販売した商品またはサービスに関し、利用者からクレームを受け、または利用者との紛争が生じた場合は、直ちに当社にその旨通知し、当該クレームについては遅滞なくこれを解決し、その解決についても当社に報告するものとする。そのクレーム、紛争の内容により、当社から商品またはサービスの変更、販売方法、運送方法等について改善の申し入れを受けたときは、これによる改善を行うものとする。
3. 出店者は、前項のクレーム、紛争に際して利用者から商品またはサービスの返品の手続きがあった場合には、速やかにこれに応じて適切な処置をとるものとする。

第十章 広告・宣伝

第16条（広告・宣伝）

1. 出店者と当社とは、互いに協力して「にっぽん市」およびショップに関する広告・宣伝を行うものとする。
2. 出店者および当社は、広告・宣伝をするにあたっては、適用される法令に違反しないように最善の注意をするものとする。ただし、ショップのコンテンツについては、専ら出店者が責任を負うものとする。
3. 出店者がショップ内において第三者の広告を掲載する場合は、広告掲載料を当社に支払うものとする。

第十一章 出店料

第17条（出店料）

出店者は、ショップを「にっぽん市」に出店するにあたり、その対価として下記の費用を当社に支払うものとする。

管理料：下表による（単位：円）

サービスメニュー	初期費用	月 額	記 事
テナント出店	なし	47,250	年払い 525,000 * 2000 商品まで (300 商品超は個別見積り)
	なし	26,250	年払い 294,000 * 500 商品まで
	なし	10,500	年払い 126,000 * 100 商品まで

第 18 条（支払方法）

1. 当社は、前条における管理料および広告掲載料について、月払いの場合は、毎月 10 日までに前月に係わる金額を、また、年払いの場合は、毎年 5 月 10 日までに当該年度に係わる金額を、書面により出店者に対し請求する。但し、年払い方式の初年度の場合は、出店開始月の翌月 10 日までに、当該年度に係わる金額を、書面により出店者に対し請求する。これに対し、出店者は、当社からの請求書受領月の翌月末日までに当該請求書に係わる管理料および広告掲載料、並びにそれらに係わる消費税相当額を、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
2. 出店者は、前条におけるマーケティングツール使用料を、当社からの請求書受領月の翌月末日までに消費税相当額とともに、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
3. 出店者が本約款に従い当社に支払うべき金額につき、当社に消費税以外の課税または費用負担が生じた場合、出店者は当該課税または費用につき補償するものとする。

第十二章 権利の帰属

第 19 条（権利の帰属）

1. 商品およびサービスに関する著作権その他一切の権利は、出店者に帰属するものとし、当社は、「にっぽん市」において出店者がショッポの主体者である旨を表示する。
2. 出店者は、商品およびサービスに第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを行なった上で、商品およびサービスの提供を遂行するものとする。
3. 第 1 項の場合を除き、「にっぽん市」に関する一切の権利は、当社に帰属するものとする。

第十三章 一般条項

第20条（通知）

1. 当社から出店者に対する通知は、本約款に別段の定めのある場合を除き、出店者が予め当社に通知したアドレス宛の電子メールにより行なうものとする。但し、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は他の適当な方法で行う。
2. 当社から出店者への電子メールは、出店者のサーバーへの到着をもって通知されたものとする。但し、本約款中に別段の定めがある場合、および前項但し書きの場合を除くものとする。
3. 出店者は、当社からの通知の有無およびその内容を確認するため、出店者宛ての電子メールを毎営業日1回は閲覧するものとする。
4. 出店者は、本契約に基づき当社へ届け出た氏名、名称、商号、所在地、支払先預金口座、もしくはその他の重要な事項を変更する場合は、事前に当社に対して当社所定の様式をもって通知するものとする。
5. 出店者は、「にっぽん市」上にショップを出店する場所、コンテンツ、またはメールアドレスを変更する場合、事前に当社に通知し、その承諾を得なければならないものとする。これらの通知および承諾は、電子メールもしくは書面によるものとする。
6. 出店者が第4項の通知もしくは第5項の承諾取得を怠ったことにより生じた出店者の損失その他の負担について、当社はその責めを負わない。

第21条（権利譲渡禁止）

出店者および当社は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約に関する契約上の地位または当社に対する個々の債権の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

第22条（機密保持）

1. 出店者および当社は、本契約に関連して相手方から開示を受けた相手方の秘密情報を第三者に開示・漏洩してはならない。
2. 前項の規定に拘わらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示のときに、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4) 裁判所からの命令またはこれに類する官公庁からの開示要求その他法令に基づき開示を要求される情報
3. 本条の効力は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第23条（契約の効力）

本契約は、当社を代理する権限を出店者に付与するものではないとともに、当社の商号・「にっぽん市」の名称等を使用して営業をなすことを出店者に許諾するものではない。

第24条（賠償責任）

1. 出店者は、本契約に違反することにより、また、コンテンツを「にっぽん市」に登録、更新、削除等を行うことに関して当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。
2. 出店者は、本契約に違反することにより、または、コンテンツを「にっぽん市」に登録、更新、削除等を行うことに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、自らの責任で解決するものとし、当社に損害を与えないものとする。
3. 当社は、「にっぽん市」の変更、中止、中断及び「にっぽん市」のコンテンツを「にっぽん市」に登録、更新、削除等を行うことに関して出店者が損害を被った場合、一切の責任を負わない。

第25条（契約期間）

本契約の有効期間は契約締結日より、1年間有効とする。

ただし、契約期間満了の日の3ヶ月前までに甲又は乙から書面による契約内容の変更又は契約解除の通知がない場合は、同一の条件で更に契約期間満了の日の翌日から起算して1年間継続するものとし、その後の更新についても同様とする。

第26条（中途解約）

当社は、本契約期間中といえども「にっぽん市」の運営を継続することが困難とする事情が生じたと判断した場合、3ヶ月以上の予告期間を設けて、本契約を解約することができるものとする。

第27条（解除）

1. 出店者および当社は、相手方が本約款条項の一に違反し、書面により30日以上期間を定めた催告を行った後なお当該違反が是正されないときは、ただちに本契約を解除できるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、出店者および当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。

(1) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受け、会社整理開始、会社更正手続きの開始、破産もしくは競売の申し立を受け、または自ら整理、和議、会社更正手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき

(2) 自ら振り出しまたは引き受けた手形または小切手につき、不渡り処分を受ける等、支

払い停止状態に至ったとき

(3) 前2号のほか、その財産状態が悪化し、またはその信用状態に著しい変化が生じたとき

(4) 法令に違反し、または公序良俗に反する行為を行ったとき

(5) その他ショップとして不相当と当社が判断したとき

第28条(契約終了時の措置)

出店者は、本契約終了時において、本契約に基づき当社から引き渡されたもの(複製を含む)すべてを返還ないし廃棄するものとする。

第29条(準拠法)

本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法が適用されるものとする。

第30条(合意管轄)

本契約に関連して生じた紛争については、日本国の名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

付則

この契約約款は、平成16年1月5日より効力を発するものとする。